平成２３年（フ）第２８８号
愛知県蒲郡市中央本町８番２号、申立時の住所愛知県蒲郡市水竹町木船３番地３
債務者　高橋まち子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月29日午前10時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４０１号
横浜市港南区上永谷３丁目１番17号　ハイツ司６―101
債務者　田村　壽久
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０２号
横浜市港南区上永谷３丁目１番17号　ハイツ司６―101
債務者　田村　實子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５７号
横浜市緑区長津田５丁目９番６号　ハイツ西郡１号
債務者　高橋　昌広
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５８号
横浜市緑区長津田５丁目９番６号　ハイツ西郡１号
債務者　高橋千江子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３６８号
三重県松阪市久米町271番地２、破産手続開始決定時の住所三重県津市美里町家所2522番地
破産者　永田　親一
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４７号
千葉県富里市七栄132―10　相川ビル２―C、住民票上の住所千葉県富里市七栄324番地
破産者　福本　敏子
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県君津市中野４丁目14番13号
破産者　有限会社島本建材
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井４丁目４番149
破産者　遠藤　和美
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９０９号
東京都板橋区坂下３丁目９―E―407
破産者　白石　洋子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１０号
東京都板橋区坂下３丁目９―E―407
破産者　白石　好治
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９９号
静岡市駿河区丸子新田61番地の１
破産者　有限会社ユー・アイ内装
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６号
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の１
破産者　株式会社河野建設
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６４号
名古屋市東区泉２丁目21番３号
破産者　有限会社葉隠
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１４号
名古屋市東区上竪杉町19番地
破産者　株式会社篠田川口建築事務所
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
開始決定時の住所北海道上川郡当麻町字園別一区
破産者　有限会社測建トレース
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８５号
青森市大字宮田字高瀬84番地１
破産者　株式会社ナナヨー
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
千葉県銚子市西小川町5014番地の１
破産者　株式会社真珠物流
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２５号
横浜市青葉区荏田町475番地の６
破産者　株式会社グローバルカンパニー
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部